佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年 5 月31日

佐賀県公安委員会委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第7号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成6年佐賀県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

スのなにjail るがたのは正的方は、「jayの即方である。											
改正前					改正後						
別	別表第2(第39条関係)					別表第2(第39条関係)					
1 略					1 略						
2 警察官駐在所					2 警察官駐在所						
	所属警察署	名称	位置	所管区		所属警察署	名称	位置	所管区		
	略					略					
	〃 伊万	略				" 伊万	略				
	里警察署	上有田	西松浦郡	有田町のうち、岩谷川内一丁目		里警察署	上有田	西松浦郡	有田町のうち <u>、泉山一丁目、泉</u>		
		"	有田町幸	から岩谷川内三丁目まで、大樽			"	有田町幸	山二丁目、中樽一丁目から中樽		
			平二丁目	一丁目、大樽二丁目、幸平一丁				平二丁目	三丁目まで、上幸平一丁目、上		
				目、幸平二丁目、赤絵町一丁目、					<u>幸平二丁目</u> 、岩谷川内一丁目か		
				赤絵町二丁目、白川一丁目、白					ら岩谷川内三丁目まで、大樽一		
				川二丁目、稗古場一丁目、稗古					丁目、大樽二丁目、幸平一丁目、		
				場二丁目、中の原一丁目、中の					幸平二丁目、赤絵町一丁目、赤 绘町二丁日、克川一丁日、克川		
				原二丁目					絵町二丁目、白川一丁目、白川		
									」日、件日場 」日、件日場 二丁目、中の原一丁目、中の原		
		m々					m々		- 1 -		
	略										
	略					略					
	3 幹部派出所					3 幹部派出所					

改正前					改正後				
所属警察署	名称	位置	幹部派出所所在地		所属警察署	名称	位置	幹部派出所所在地	
略					略				
# 伊万 里警察署	有田幹 部派出 所	西松浦郡 有田町南 原	有田町のうち、泉山一丁目、泉 山二丁目、中樽一丁目から中樽 三丁目まで、上幸平一丁目、上 幸平二丁目、境野、古木場、戸 矢、大野、桑古場、本町、戸杓、 外尾町、外尾山、丸尾、赤坂、 黒牟田、応法、南原、南山		# 伊万 里警察署	有田幹 部派出 所	西松浦郡 有田町南 原	有田町のうち、境野、古木場、 戸矢、大野、桑古場、本町、戸 杓、外尾町、外尾山、丸尾、赤 坂、黒牟田、応法、南原、南山	
略					略				
4・5 略				- 4・5 略					

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。